

個人情報等の利用目的の改定について

飯田信用金庫（以下「当金庫」といいます。）は、個人情報保護法第15条第2項及び第18条第3項を踏まえ、当金庫の個人番号の利用目的を以下のとおり変更（追加）することをお知らせいたします。

なお、変更日は、預貯金口座付番*が開始される平成30年1月1日からといたしますので、申し添えます。変更（追加）点は下線部をご覧ください。

個人情報等の利用目的

当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ利用目的を限定するよう努めます。

お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはありません。

A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的
以下（略）

B. 個人番号の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑥預金口座付番に関する事務のため

*2015年9月に改正された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、預貯金口座と個人番号を紐付けることです。

以 上